

入札説明書

件名

新潟市次期介護保険システム
機器等賃貸借及び保守業務

令和元年 6 月

新潟市 福祉部 介護保険課

目次

1. 競争入札に付する事項	1
2. 入札に参加する者に必要な要件	1
3. 担当部署	2
4. 入札参加申請等の手続き	3
4.1. 入札参加申請	3
4.2. 入札参加資格確認結果の通知	4
4.3. 入札参加資格の喪失	4
4.4. 入札参加を辞退する場合	4
5. 入札保証金	4
6. 入札及び開札	5
6.1. 調達に関する質問	5
6.2. 入札書の作成	5
6.3. 入札・開札	7
7. 落札者の決定	8
7.1. 落札候補者が複数人であった場合	9
7.2. 落札者の公表等	9
7.3. 落札者決定の取り消し	9
8. 入札の無効	9
9. 契約保証金	10
10. 契約の締結	10
11. 留意事項	11

この入札説明書は、「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)、「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。),「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)、「新潟市契約規則」(昭和59年新潟市規則第24号)、「新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」(平成19年新潟市規則第88号)、本件の調達に係る入札公告(以下、「入札公告」という。)のほか、新潟市(以下、「本市」という。)が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者(以下、「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

「新潟市次期介護保険システム機器等賃貸借及び保守業務」(以下、「本業務」という。) 一式

(2) 履行の内容等

「新潟市次期介護保険システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3) 履行場所

新潟市福祉部介護保険課が指定する場所

(4) 履行期限

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで(60か月間)

なお、本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札方法

契約初年度分(令和2年3月1日から令和2年3月31日までの1か月分)の金額で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。よって、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を含まない金額の総価)を記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な要件

本件の入札に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1)新潟市の競争入札参加資格審査（業務委託）において審査を受け、資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項の規定に該当しない者であること。
- (3)新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (5)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6)当該業務に関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。なお、保守業務を他の者に委託（再委託）する予定がある場合は、再委託予定範囲を含めて証明できること。
- (7) その他入札説明書で定める要件を満たしていること。

3. 担当部署

本件の入札及び本業務に関する問い合わせや書類等の提出は、次の【図表3】に記載の所属が受け付ける。

【図表 3. 担当部署】

部署名	新潟市 福祉部 介護保険課 認定審査係
所在地	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所本庁舎分館3階
電話番号	025-226-1265（ダイヤルイン）
e-mail アドレス	kaigo@city.niigata.lg.jp ※ 本件に関し、このアドレスに e-mail を送信する際は、 件名に【次期介護】を含めること。 件名の例：【次期介護】入札参加申請について

4. 入札参加申請等の手続き

4.1. 入札参加申請

本件の入札参加申請に関する手続きの要件は、次の【図表 4.1(1)】に記載のとおり。

なお、入札参加者は、次の【図表 4.1(1)】に記載した要件に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

【図表 4.1.(1)入札参加申請の要件】

区分	要件
(1) 入札参加申請ができる者	「入札に参加する者に必要な要件」を全て満たしており、本市へ証明できる者。
(2) 入札参加申請期限	令和元年7月19日（金曜）午後5時
(3) 入札参加申請書類と提出方法	次の【図表 4.1.(2)】で示す各種書類について、必要事項を記入・押印のうえ、持参又は郵送のいずれかの方法により、書面にて「3. 担当部署」へ提出すること。 なお、入札参加申請期限までに、【図表 4.1.(2)】に記載した各種書類を提出しない場合は、本件の入札に参加することができない。
(4) 持参による提出の場合	持参により提出する場合は、事前に「3. 担当部署」へ電話で連絡したうえで、入札参加申請期限までの土曜日・日曜日・祝祭日を除く、平日午前9時から午後5時までの間に提出すること。
(5) 郵送による提出の場合	郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札参加申請期限までに必着とすること。
(6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加	競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、令和元年7月12日（金曜）までに新潟市財務部契約課に「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書」を提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

【図表 4.1.(2) 入札参加申請時提出書類】

書類名	様式
ア. 一般競争入札参加申請書	様式第 1 号
イ. 秘密保持誓約書	様式第 2 号
ウ. 機能証明書（機器等明細一覧）	様式第 3 号

4.2. 入札参加資格確認結果の通知

本市は、「入札参加申請書」に記載した要件を満たしていることを随時確認したうえで、令和元年 8 月 1 日（木曜）までに随時、入札参加資格の有無を通知する文書（以下、「入札参加資格確認結果通知書」という。）を、「一般競争入札参加申請書」に記載する「担当者連絡先」の「e-mail」アドレス（下線部を以下、「連絡先 e-mail」という。）宛に送信する。

4.3. 入札参加資格の喪失

本件の入札に参加しようとする者が、次の【図表 4.3】に記載したいずれかの要件に該当する場合は、本件の入札参加資格を喪失するものとする。

【図表 4.3. 入札参加資格喪失の要件】

区分	要件
(1) 参加資格	本件の「入札参加資格確認結果通知書」に記載する参加資格の有無が「無」である場合。
(2) 資格要件	本件の落札者決定までの間に、前述の「2. 入札に参加する者に必要な要件」で示す資格要件を満たさなくなった場合。
(3) 虚偽	提出のあった入札参加申請書等に、虚偽の記載が認められた場合。

4.4. 入札参加を辞退する場合

本件の入札参加者が、「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた後に入札参加を辞退する場合は、「入札参加辞退届（様式第 7 号）」を、持参又は郵送のいずれかの方法により、書面にて「3. 担当部署」へ速やかに提出すること。

5. 入札保証金

「新潟市契約規則」第 10 条第 2 号により、本件の入札保証金は免除する。

6. 入札及び開札

6.1. 調達に関する質問

本件の調達に関する質問の要件は、次の【図表 6.1】に記載のとおり。

【図表 6.1. 調達に関する質問の要件】

区分	要件
(1) 質問受付期限	令和元年 7 月 12 日（金曜）午後 5 時
(2) 様式	質問の様式は、「質疑書（様式第 4 号）」を用いること。「質疑書（様式第 4 号）」を用いない質問は受け付けない。
(3) 質疑書の送付先	「3. 担当部署」へ e-mail で行うこと。 なお、質疑書の電子ファイルは暗号化して、e-mail にファイルを添付し、事前に「3. 担当部署」へ暗号化の方法やパスワードを連絡すること。
(4) 回答の様式	受け付けた質問と回答を本市で取りまとめ、一覧表形式で作成した回答書を、本件の「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた者全員の「連絡先 e-mail」宛に、適宜回答書を送付する。 なお、質問者が特定できる情報等を省略したうえで、質問と回答の内容を伝える。

6.2. 入札書の作成

入札参加者は、入札書の作成にあたり、以下の記載を考慮すること。

(1) 入札書等の記載事項

本件の入札書に記載する要件は、次の【図表 6.2.(1)】に記載のとおり。

【図表 6.2. (1) 入札書の記載事項要件】

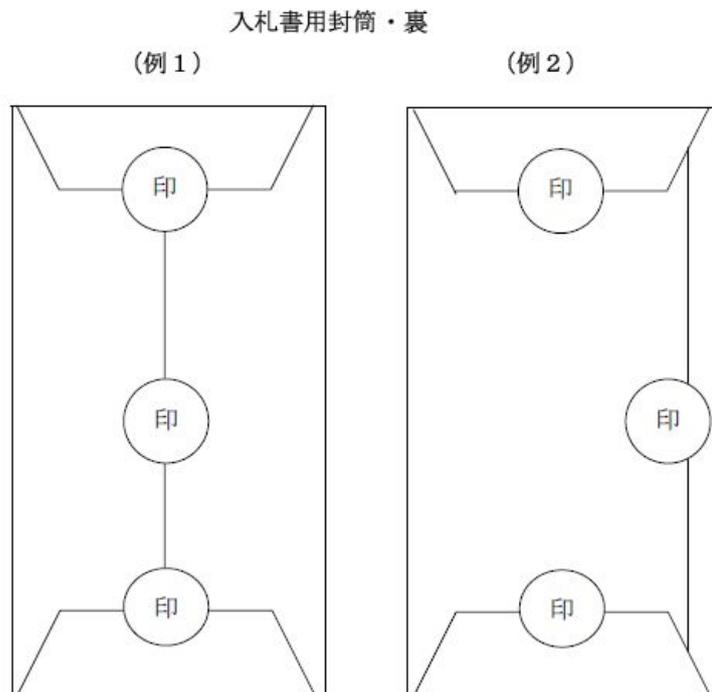
区分	要件
ア. 住所・氏名等	入札参加者の住所、会社（商号）名、入札者氏名を記載し、押印を行うこと。 なお、外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。次の「イ. 受任者」についても同じ。

区分	要件
イ. 受任者	代理人が入札する場合は、前述の「ア. 住所・氏名等」に加え、受任者となる代理人の氏名を記載し、押印を行うこと。
ウ. 入札金額	本業務は、60 か月の長期継続契約であるが、入札書の金額欄には、契約初年度（月額×1 か月）に要する金額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載すること。
エ. 使用する言語	入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。 また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
オ. 記載事項の訂正	入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。 なお、記載にあたっては、鉛筆や摩擦熱で消えるボールペン等、安易に訂正できる文房具を用いないこと。 また、委任状についても同様とする。

(2) 入札書等の封筒と封かん

- 入札書は、任意の封筒に入れ、その封皮に入札の日付・品名・入札参加者の氏名（法人にあつてはその名称又は商号）を記載すること。
- 入札書を入れた封筒は、封かん（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目1辺につき1か所ずつ封印（押印）を行うこと。使用する印については、前述の「ア. 住所・氏名等」の規定に準ずる。
- 封かんの方法は、次の【図表 6.2. (2)】を参考にすること。
- 郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合も、同様の方法で封かんすること。ただし、入札書の他に、本市から交付された「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを同封すること。
- 郵便による場合は、二重封筒となるよう外封筒に入れ、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きすること。
- 郵便による場合で、委任状を提出する場合は、外封筒に同封すること。

【図表 6.2.(2)入札書用封筒の封かん】



6.3. 入札・開札

本件の入札の要件は、次の【図表 6.3】に記載のとおり。

入札参加者又はその代理人は、本書、仕様書及び規則など、本件の入札に関する資料を熟知のうえ、入札をすること。

【図表 6.3. 入札・開札の要件】

区分	要件
(1) 入札ができる者	本件の「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた者のうち、「入札参加申請書」に記載した代表者または代理人（民法上の復代理人を含む）。
(2) 入札・開札日時	令和元年8月9日（金曜）午前10時 なお、入札・開札の場所は、入札の開始時刻約15分前に開場する予定である。
(3) 入札・開札場所	新潟市役所 本庁舎分館4階 1-401 会議室
(4) 入札方法	入札参加者は、入札書（様式第5号）を提出すること。 また、本市が指定する日時までに入札しない場合は、本件の入札を辞退したものとする。

区分	要件
(5) 持参による入札	上記(2)(3)の指定する日時・場所に、入札書を入札・開札場所へ持参すること。
(6) 郵送による入札	郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合は、令和元年8月8日（木曜）午後5時までに、「3. 担当部署」へ必着とすること。
(7) 入場時	<p>入札参加者は、入札・開札場所に入場する際に、社員証等の身分を示すものを入札担当者へ提示のうえ、入札担当者へ本件の「入札参加資格確認結果通知書」の写し及び名刺を提出すること。</p> <p>なお、代理人が入札する場合は、「委任状（様式第6号）」を合わせて提出すること。</p>
(8) 入退室の制限	<p>入札・開札場所には、入札参加資格が「有」と認められた者のうち、「入札参加申請書」に記載した代表者・代理人（民法上の復代理人を含む）だけが入室することができる。</p> <p>ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認める。</p> <p>また、入札参加者は、入札開始から終了までの間、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札・開札場所を退室することはできない。</p>
(9) 入札の中止又は延期	不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、開札を中止し、又は開札期日を延期することがある。
(10) 抽選	談合情報等により、公正な入札が行われたいおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定する場合がある。
(11) 開札	開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
(12) 再入札	再入札は、初回の最低入札価格未満の価格で行う。

7. 落札者の決定

有効な入札書等を提示した本件の入札参加者であって、予定価格の範囲内で最も低額な価格をもって入札した者を落札者として決定し、契約の相手方とする。

7.1. 落札候補者が複数人であった場合

落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじをひかない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員が、該当する者に代わってくじ引きを行う。

7.2. 落札者の公表等

落札者の決定後、直ちにその旨を落札者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

7.3. 落札者決定の取り消し

落札者と決定した者が、契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札者の決定を取り消すものとする。

8. 入札の無効

本件の入札について、次の【図表 8】に該当する場合は、該当の者が行った入札を無効とする。

【図表 8. 入札の無効要件】

区分	要件
(1) 無資格	競争に参加する者に必要な資格のない者及び代理権のない者が入札した場合。
(2) 識別不明	入札書等の記載事項中で、入札金額の訂正や入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい場合。
(3) 複数入札	入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
(4) 不正入札	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった場合。
(5) 虚偽入札	提出書類の虚偽等により、公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる場合。
(6) 未到着	入札公告において示した入札書等について、「入札書提出期限」までに到着しなかった入札。

区分	要件
(7) その他	入札公告等において示したその他入札に関する条件に違反した場合。

9. 契約保証金

「新潟市契約規則」第 33 条及び「物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領」の 2 により、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した金額の 100 分の 10 以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。

ただし、「新潟市契約規則」第 34 条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合。
- 過去 2 年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

10. 契約の締結

(1) 契約の締結

本市は、「新潟市次期介護保険システム機器等賃貸借及び保守業務委託契約書（案）」（以下、「契約書」という。）を契約条項の原案とし、落札者と契約書に関する協議を行った後に、本業務委託契約の締結に関する手続きを行う。

落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に挙げる日を除く。）以内の間に本業務委託契約を締結すること。ただし、災害発生等の特別な事情があると本市が認めるときは、契約の締結を延伸することができる。

(2) 言語・通貨

本業務の契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約の停止等

本件の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続きに基づく苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(4) 支払いの条件

本市は、仕様書に示す履行報告書の納品を契機に、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払うことを原則とし、本市と落札者の間で支払いに関する協議を行った後に契約書で定める。ただし、前払い金は支払わない。

11. 留意事項

(1) 入札参加に関する費用

本件の入札に関して、入札参加者が入札参加のために要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 資料受領後の確認連絡

入札参加者は、本市から通知及び資料を受領した後、速やかに内容を確認し、受領できたことを必ず連絡すること。

(3) 入札書等の引換えや変更

入札参加者又はその代理人は、一度入札した書類の引換え、変更、取消しをすることができない。

(4) 期限

本市が指定した日時を過ぎて到着した入札参加申請書や入札書等は、いかなる理由があっても無効とする。

(5) 入札参加者名に関する問い合わせ

本書で定める質問手続以外の問い合わせ（入札参加者数及び入札参加者名等に関する質問）を行ってはならない。

なお、入札参加者がこれに反する行為を行った場合は、その者が行った入札を無効とする。

新潟市次期介護保険システム
サーバ機器等賃貸借及び保守業務仕様書

令和元年 6 月

新潟市福祉部介護保険課

目次

1	業務の名称.....	1
2	納入場所.....	1
3	賃貸借期間.....	1
4	契約形態及び支払.....	1
5	契約方法.....	1
6	業務の目的.....	1
7	業務の内容.....	2
8	保守業務の仕様.....	3
9	調達機器等の仕様.....	4
10	成果物等.....	15
11	機密保護.....	16
12	その他特記事項.....	16

新潟市次期介護保険システムサーバ機器等賃貸借及び保守業務仕様書

1 業務の名称

新潟市次期介護保険システムサーバ機器等賃貸借及び保守業務

2 納入場所

新潟市福祉部介護保険課が指定する場所

3 賃貸借期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（60か月）

4 契約形態及び支払

契約形態は、月額賃貸借金額を定めての長期継続契約とする。なお、契約締結から賃貸借期間の開始までの期間は、本市及び本市が別途契約するシステム移行業務受託者による機器等の設定を含めた準備期間とし、支払いについては令和2年3月実績分から発生するものとする。

5 契約方法

本業務は二者契約とし、受注者が保守業務の一部または全部の実施を第三者に委託する場合は、本市に再委託の承諾を求めることができる。

6 業務の目的

本システムの機器導入にあたり、必要なハードウェア（サーバ機、ネットワーク機器、表2に記載する本市が用意するラックへ機器を搭載するために必要となる部材を含む）及びソフトウェアについて、保守を含めて調達するものである。

調達した機器等は、本市が指定する静岡県沼津市内のシステム移行業務受託者の作業拠点（以下、「移行作業場所」という。）に搬入し、システム移行に伴う設定作業等を実施した後、本市が指定する新潟県新潟市中央区内の機器等設置場所（以下、「機器等設置場所」という。）に移設して使用する。

なお、本業務のスケジュールは、図1のとおりとする。

図1 業務スケジュール

No	項目	令和元年度											
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	移行作業場所への搬入及び設置作業				▼8/31								
2	設定作業												
3	システム移行に伴う設定作業												
4	機器等設置場所への搬入及び付帯作業									▼12/27			▼3/1~
5	機器等の賃貸借												

7 業務の内容

本業務の受注者は、下記の業務を実施すること。なお、業務にあたっては、本市及びシステム移行業務受託者並びにシステム運用業務受託者と協議・合意の上、実施すること。

(1) 機器等の賃貸借

本仕様書「9 調達機器等の仕様」に記載する機器等の条件を満たすハードウェア及びソフトウェアを選定し、本市が指定する場所に納入すること。また、納入機器等の設置に伴い必然的に必要となる物品（ケーブルや接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

(2) 設定作業

(1)に記載する機器等及び物品（以下、「本調達機器等」という。）について、OSのインストール、ハードウェア固有の設定、その他システム移行業務受託者の作業に必要な設定作業及び確認を実施すること。

(3) 移行作業場所への搬入及び設置作業

(2)に記載する作業完了後、本市と協議の上、令和元年8月31日までに本調達機器等を移行作業場所に搬入し、設置すること。なお、搬入及び設置作業等にかかる費用は、受注者が負担すること。

(4) 機器等設置場所への搬入及び付帯作業

機器等設置場所への搬入と、これに付帯する機器等のラック搭載作業及びケーブルの接続作業等は、受注者が負担すること。

(5) 交換部品の確保

本調達機器等の故障に備え、サーバ機器及びストレージ装置、ネットワーク機器等の重要機器の交換部品等を、機器等設置場所から1時間以内に搬入できる保守拠点に確保すること。なお、対象機器の範囲については、本市と受託者で協議決定する。

(6) 保守

本仕様書「8 保守業務の仕様」に記載するハードウェア保守及びソフトウェア保守を実施すること。

(7) 機器等の引き取り

本調達機器等の賃貸借終了後はデータ及び設定情報の消去、ラックからの機器等の取り外しを実施した上で、機器等設置場所の本調達機器等を引き取ること。なお、引き取りに係る運搬費用等は、受託者が負担すること。

(8) 適用除外

下記に記載する業務については、別途契約の上、実施するため、本業務の範囲に含めない。

ア クライアント端末の設定作業

イ システム運用の動作検証

ウ 既存機器等の賃貸借終了に伴うデータ並びに設定情報の消去，ラックからの機器等の取り外し等，機器等の原状回復に関する作業

8 保守業務の仕様

(1) ハードウェア保守

システムが常に安全な機能を保つように，機器等設置場所の本調達機器を対象として，下記の要件を含んだ保守作業を実施すること。

ア 基本要件

(ア) 保守期間は，賃貸借期間と同一期間とし，定期的に保守を行うこと。

(イ) 保守作業を行う際には，事前に保守作業計画書を本市に提出し，承認を受けること。また，保守作業完了後は作業報告書を本市に提出すること。

(ウ) 技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報，障害切り分けのノウハウ，作業手順，解決方法や回避方法等の技術支援を提供すること。

イ 障害時の対応

(ア) 本市からの障害時連絡を受けられる体制を整備すること。

(イ) 連絡受付の時間帯は，行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に挙げる日を除く，平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分とする。ただし，本システムは午後 5 時 30 分以降も稼働するシステムであるため，緊急時においては連絡受付時間帯以外でも連絡を受けられる体制を確保すること。

(ウ) 連絡から障害対応開始までの所要時間は，1 時間以内とする。ただし，連絡受付時間帯以外で障害が発生した場合は，遅くとも翌開庁日の午前 9 時までには復旧を開始すること。

(エ) 部品の修理，交換等の復旧作業は，作業開始から 12 時間以内に全て完了すること。ただし，一時的に代替機器をもって替えることもできることとする。この場合，代替機器及びその設定や設置に係る費用は，受託者が負担すること。

(オ) 障害時の技術者の派遣回数を制限しないこと。また，派遣に係る費用は別途発生しないこと。

(カ) 障害時に派遣される技術者は，障害対応にあたり，本市と連絡・調整を図り復旧に臨むこと。

(キ) 障害時は，障害対応の進捗状況及び復旧見込み時間等を随時，本市に報告すること。

(ク) 障害復旧後、同様の障害が発生しないよう是正措置または予防措置を講じること。また、障害対策の結果を文書に反映し、本市に対処方法を解説すること。

(2) ソフトウェア保守

最新の修正プログラム、バージョンアップ版の提供、利用権等で保守が必要なソフトウェア、OS 及びパッケージソフトウェアについては、保守に含めること。また、保守期間は、賃貸借期間と同一期間とすること。なお、ソフトウェアのバージョンアップ等の適用作業は、別途契約するシステム運用業務受託者にて行うものとする。

9 調達機器等の仕様

(1) 調達機器等一覧

調達機器等は、表 1 に記載のとおりである。なお、納入機器の変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のため、その機器を納入することが不可能な場合）や、その他の問題が発生した場合は、遅延無く本市へ報告し、協議すること。

表 1 調達機器等一覧

項番	機器名	数量	備考
ア	VDI 管理基盤サーバ	2 台	表 3
イ	VDI サーバ	5 台	表 4
ウ	運用管理サーバ	1 台	表 5
エ	事業者用システム仮想化基盤サーバ	3 台	表 6
オ	SAN ストレージ (システム用)	1 台	表 7
カ	NAS ストレージ (ファイルサーバ用)	1 台	表 8
キ	LTO ライブラリ装置	1 台	表 9
ク	負荷分散装置	2 台	表 10
ケ	L3 スイッチ	2 台	表 11
コ	ファイバチャネルスイッチ	2 台	表 12
サ	VDI 用管理スイッチ	2 台	表 13
シ	ラック関連機器	1 式	表 14
ス	業務パッケージソフトウェア	1 式	表 15
セ	その他ソフトウェア	1 式	表 16
ソ	ソフトウェアメンテナンス&サポート	1 式	表 17

(2) システムラック搭載条件

調達機器は、本市が利用するデータセンターに設置している表2に記載するシステムラックに搭載できること。また、搭載するラックの本数は、2本以内に搭載できる構成とすること。

表2 システムラック基本条件

メーカー名・品名記号	外形寸法			パネル取付有効スペース
	単位：mm			
日東工業株式会社 FSS100-722EK	W 700	H 2,200	D 1,017	EIA 規格 (タテ) 46U

(3) 調達機器等仕様詳細

ア VDI 管理基盤サーバ

表3 VDI 管理基盤サーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ラックマウント型 (ラック搭載金具含む)	
CPU (動作周波数/コア数/3次キャッシュ)	Intel Xeon Gold 6140 プロセッサ (2.30GHz/18 コア/24.75MB) ×2 または同等以上の性能であること。	
光学ドライブ	DVD-ROM8倍速以上, CD-ROM24倍速以上の読み込み速度の光学ドライブを内蔵していること。	
ホストバスアダプタ	「コ ファイバチャネルスイッチ」を介して「オ SAN ストレージ (システム用)」と接続可能な転送速度16Gbps以上のファイバチャネルポートを2ポート以上有していること。	
メインメモリ	112GB 以上であること。また、拡張可能なスロットを備えていること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 1000BASE-T 対応の LAN ポートを 8 ポート以上有していること。	
電源装置	AC200V 50/60Hz で、冗長化により 2 個以上搭載していること。また、活性交換ができること。	
ソフトウェア		
OS	VMware vSphere Hypervisor 6.7	
その他		
ハードウェア監視	ネットワーク経由で本機器に搭載する CPU, メモリ及び電源装置等, 本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	

KVM	「シ ラック関連機器」に記載の「KVM スイッチ」と接続して本体の操作が行えること。	
-----	--	--

イ VDI サーバ

表4 VDI サーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ラックマウント型（ラック搭載金具含む）	
CPU（動作周波数/コア数/3 次 キャッシュ）	Intel Xeon Gold 6140 プロセッサ（2.30GHz/18 コア/24.75MB）×2 または同等以上の性能であること。	
メインメモリ	384GB 以上であること。	
光学ドライブ	DVD-ROM8倍速以上，CD-ROM24倍速以上の読み込み速度の光学ドライブを内蔵していること。	
ホストバスアダプタ	「コ ファイバチャネルスイッチ」を介して「オ SANストレージ（システム用）」と接続可能な転送速度16Gbps以上のファイバチャネルポートを2ポート以上有していること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 1000BASE-T 対応の LAN ポートを 8 ポート以上有していること。	
電源装置	AC200V 50/60Hz で，冗長化により 2 個以上搭載していること。また，活性交換ができること。	
ソフトウェア		
OS	VMware vSphere Hypervisor 6.7	
その他		
ハードウェア監視	ネットワーク経由で本機器に搭載する CPU，メモリ及び電源装置等，本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	
KVM	「シ ラック関連機器」に記載の「KVM スイッチ」と接続して本体の操作が行えること。	

ウ 運用管理サーバ

表5 運用管理サーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ラックマウント型（ラック搭載金具含む）	
CPU（動作周波数/コア数/3 次	Intel Xeon Gold 6128 プロセッサ（3.40GHz/6 コア/19.25MB）または同等以上の性能であること。	

キャッシュ)		
メインメモリ	24GB 以上であること。また、拡張可能なスロットを備えていること。	
内蔵 HDD	ドライブインターフェースは SAS または同等以上 (12Gb/s) の性能を有していること。 次に記すディスクドライブを内蔵すること。 2.5 インチ SAS ディスクドライブ(600GB/15krpm)を 3 台以上。本ディスクを用いて RAID1+ Hotspare を構成すること。また、HDD は活性交換が行えること。	
光学ドライブ	DVD-ROM8 倍速以上, CD-ROM24 倍速以上の読み込み速度の光学ドライブを内蔵していること。	
ホストバスアダプタ	「コ ファイバチャネルスイッチ」を介して「オ SAN ストレージ (システム用)」と接続可能な転送速度16Gbps 以上のファイバチャネルポートを2ポート以上有していること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 1000BASE-T 対応の LAN ポートを 8 ポート以上有していること。	
電源装置	AC200V 50/60Hz で、冗長化により 2 個以上搭載していること。また、活性交換ができること。	
ソフトウェア		
OS	Microsoft Windows Server 2016 Standard (16 コア)	
その他		
ハードウェア監視	ネットワーク経由で本機器に搭載する CPU, メモリ, HDD 及び電源装置等本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	
KVM	「シ ラック関連機器」に記載の「KVM スイッチ」と接続して本体の操作が行えること。	

エ 事業者用システム仮想化基盤サーバ

表 6 事業者用システム仮想化基盤サーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ラックマウント型 (ラック搭載金具含む)	
CPU (動作周波数/コア数/3 次キャッシュ)	Intel Xeon Gold 6140 プロセッサ (2.30GHz/18 コア/24.75MB) ×2 または同等以上の性能であること。	
メインメモリ	128GB 以上であること。また、拡張可能なスロットを備えていること。	

光学ドライブ	DVD-ROM8倍速以上, CD-ROM24倍速以上の読み込み速度の光学ドライブを内蔵していること。	
ホストバスアダプタ	「コ ファイバチャネルスイッチ」を介して「オ SAN ストレージ (システム用)」と接続可能な転送速度16Gbps以上のファイバチャネルポートを2ポート以上有していること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 1000BASE-T 対応の LAN ポートを 8 ポート以上有していること。	
電源装置	AC200V 50/60Hz で, 冗長化により 2 個以上搭載していること。また, 活性交換ができること。	
ソフトウェア		
OS	VMware vSphere Hypervisor 6.7	
その他		
ハードウェア監視	ネットワーク経由で本機器に搭載する CPU, メモリ電源装置等本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	
KVM	「シ ラック関連機器」に記載の「KVM スイッチ」と接続して本体の操作が行えること。	

オ SAN ストレージ (システム用)

表7 SAN ストレージ (システム用)

区分	諸元	備考
ハードウェア		
筐体	2.5 インチ SSD を 48 台以上搭載できる構成であること。	
SSD (RAID1+0)	接続インタフェース SAS (6Gb/s) または同等以上の性能を有し, 「RAID1+0 で構成された論理記憶容量 9TB 以上を確保できること。また RAID5 で構成論理された記憶容量 10TB 以上を確保できること。」また, SSD は活性交換が行えること。	主に業務ディスク領域として用いる。
ホットスペア	本表の「SSD (RAID1+0)」に記載のディスクのホットスペア用ディスクを 2 台以上内蔵すること。SSD に障害があった場合は, 自動でホットスペア用ディスクが使用できる構成であること。	
コントローラ	2 個搭載していること。	
キャッシュ	キャッシュを搭載し, 停電時にキャッシュ内容を保護できること。	
ホスト接続インタフェース	「ア VDI 管理基盤サーバ」「イ VDI サーバ」「ウ 運用管理サーバ」「エ 事業者用システム仮想化基盤サー	

	バ」と「コ ファイバチャネルスイッチ」を用いて接続可能な転送速度 16Gbps 以上のファイバチャネルポートを 2 ポート以上有していること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 1 ポート以上有していること。	
電源装置	AC200V 50/60Hz で、冗長化により 2 個以上搭載していること。また、活性交換が行えること。	
ソフトウェア		
管理機能	ネットワーク経由で、GUI またはコマンドラインにて、RAID の構成や本機器の稼働状態の確認が行えること。	

カ NAS ストレージ (ファイルサーバ用)

表 8 NAS ストレージ (ファイルサーバ用)

区分	諸元	備考
ハードウェア		
筐体	SSD または HDD を最大 144 台以上搭載可能な仕様であること。	
HDD/SSD (RAID4 相当)	HDD/SSD は RAID6 相当で構成し、論理記憶容量 20.0 TB 以上を確保できること。また、HDD/SSD は活性交換が行えること。	主にユーザプロファイル、バックアップディスク領域として用いる。
ホットスペア	本表の「HDD/SSD (RAID6 相当)」に記載のディスクのホットスペア用ディスクを 1 台以上内蔵すること。 HDD/SSD に障害があった場合は、自動でホットスペア用ディスクが使用できる構成であること。	
コントローラ	2 個搭載していること。	
キャッシュ	キャッシュを搭載し、停電時にキャッシュ内容を保護できること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 10GBASE-T 対応の LAN ポートを 4 ポート以上有していること。	
電源装置	AC200V 50/60Hz で、冗長化により 2 個以上搭載していること。また、活性交換が行えること。	
ソフトウェア		
管理機能	ネットワーク経由で GUI またはコマンドラインにて、RAID の構成や本機器の稼働状態の確認が行えること。	
OS	ONTAP9.5(ファイルサーバ専用 OS)	

キ LTO ライブラリ装置

表9 LTO ライブラリ装置

区分	諸元	備考
ハードウェア		
テープドライブ	LTO Ultrium7 規格（非圧縮時 6TB/巻）または同等以上の規格のメディアへの書き込み及び読み込みが可能なドライブを 2 台以上搭載していること。	
搭載メディア	20 巻以上搭載可能であること。カートリッジマガジン等を搭載し、自動でメディアの切り替えが行えること。	
ホスト接続インタフェース	「ア VDI 管理基盤サーバ」「イ VDI サーバ」「ウ 運用管理サーバ」「エ 事業者用システム仮想化基盤サーバ」と「コ ファイバチャネルスイッチ」を用いて接続可能なファイバチャネルポートを有していること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 1 ポート以上有していること。	
その他		
管理機能	ネットワーク経由で GUI にて本機器の稼働状態の確認・操作が行えること。	

ク 負荷分散装置

表10 負荷分散装置

用途	諸元	備考
ロードバランス機能	L7 ロードバランス機能を有していること。	
接続要求処理方式	指定した IP アドレスへの接続要求について、負荷分散対象とすることができること。	
負荷分散方式	ラウンドロビン（均等負荷分散）または最小接続方式による負荷分散が行えること。	
監視機能	機器の異常時に、メール通知を行えること。	
準拠規格	IEEE802.1Q（タグ VLAN）の規格に準拠していること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 8 ポート以上有していること。リンクアグリゲーションに対応していること。	

ケ L3 スイッチ

表11 L3 スイッチ

用途	諸元	備考
設置諸元	ラック取り付け金具等により、表 2 に記載するシステムラックに搭載できること。高さは 1U 以内のボックス型ス	

	イッチであること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T LAN ポートを 48 ポート以上有すること。	
スイッチ容量	92Gbps	
MAC アドレス登録数	MACアドレス学習テーブルに 32,000 以上のアドレスをエントリできること。	
VLAN	IEEE802.1Q タグ VLAN 機能を有すること。なお、VLAN が 4096 個定義可能なこと。	

コ ファイバチャネルスイッチ

表 12 ファイバチャネルスイッチ

用途	諸元	備考
ファイバチャネルポート	16Gbps 以上のファイバチャネルポートを 24 ポート以上有すること。	

サ VDI 用管理スイッチ

表 13 VDI 用管理スイッチ

用途	諸元	備考
設置諸元	ラック取り付け金具等により、表 2 に記載のシステムラックに搭載できること。高さは 1U 以内のボックス型スイッチであること。	
LAN ポート	IEEE802.3 準拠の 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T LAN ポートを 48 ポート以上有すること。	
スイッチ容量	80Gbps	
MAC アドレス登録数	MACアドレス学習テーブルに 16,000 以上のアドレスをエントリできること。	
VLAN	IEEE802.1Q タグ VLAN 機能を有すること。なお、VLAN が 4096 個定義可能なこと。	

シ ラック関連機器

表 14 ラック関連機器

用途	諸元	備考
KVM スイッチ	「ア VDI 管理基盤サーバ」「イ VDI サーバ」「ウ 運用管理サーバ」「エ 事業者用システム仮想化基盤サーバ」と接続できること。	
KVM ケーブル	必要な本数を用意すること。	
ラック・コンソール	ディスプレイとキーボード/ポインティングデバイスが一体型であること。なお、ディスプレイは 17 型の液	

	晶ディスプレイで、解像度は1,280×1,024以上であること。また、本表の「KVM スイッチ」に記載の各サーバのディスプレイを切り替えにより表示できること。	
--	---	--

ス 業務パッケージソフトウェア

表 15 業務パッケージソフトウェア

諸元	数量
業務パッケージソフトウェア（庁内用）	
MCWEL 介護保険 V2.2（政令市）（メディア含む）	1
MCWEL 介護保険 V2.2 開発キット-2016	1
MCWEL 介護保険 V2 データ移行ツール	1
MCWEL 介護保険 V2 随時データ連携オプション	1
MCWEL 介護保険 V3 電子審査会 NEXT C/S（8CL 付）	11
MCWEL 介護保険 V2 電子審査会 NEXT C/S 平成 30 年制度改正対応	11
MCWEL 介護保険 V2 所得指標の見直し（一括版）（政令市）	1
MCWEL 介護保険 V2 平成 30 年 4 月度制度改正対応オプション	1
MCWEL 介護保険 V2 平成 30 年 8 月度制度改正対応オプション	1
MCWEL 介護保険 V2 H31.6 番号制度対応（政令市）	1
MCWEL 介護保険 V2 消費税増税対応（政令市）	1
MCWEL 高齢者福祉 V2（2016 版/50 万人以上）	1
MCWEL 高齢者福祉開発キット（2016 版）	1
MCWEL 高齢者福祉 データ移行ツール	1
IC21 基盤共通制御 V3.4 共通クライアント	230
IC21 基盤共通制御 V3.4 共通クライアント 日本語拡張オプション/K	230
IC21 基盤共通制御 V3.5 介護・後期高齢 政令市 A	1
IC21 基盤共通制御 V3.5 介護・後期高齢 AP 追加ライセンス	1
IC21 基盤共通制御 V3.5 介護・後期高齢 開発パック	1
IC21 基盤共通制御 V3.5 障がい者 政令市 A	1
IC21 共通基盤 EUC 基盤 V3 PREMIUM 50 万人以上	1
帳票太郎 2015 MCWEL 福祉 V2 特別バージョン デザイン版	10
帳票太郎 2015 MCWEL 福祉 V2 特別バージョン ランタイム版	230
帳票太郎 V1.8（デザイン版）	10
帳票太郎 V1.8（ランタイム版）	230
MCWEL 障がい者 V2 介護宛名連携オプション（2016 版/20 万以上）	1
MCWEL 介護保険 V2 コンビニ収納オプション（20 万以上）	1

業務パッケージソフトウェア（事業者用）		
MCWEL 介護保険 V2.2（政令市）		1
MCWEL 介護保険 V2.2 開発キット-2016		1
MCWEL 介護保険 V2 所得指標の見直し（一括版）（政令市）		1
MCWEL 介護保険 V2 平成 30 年 4 月度制度改正対応オプション		1
MCWEL 介護保険 V2 平成 30 年 8 月度制度改正対応オプション		1
MCWEL 介護保険 V2 H31.6 番号制度対応（政令市）		1
MCWEL 介護保険 V2 消費税増税対応（政令市）		1
IC21 基盤共通制御 V3.4 共通クライアント		380
IC21 基盤共通制御 V3.4 共通クライアント 日本語拡張オプション/K		380
帳票太郎 2015 MCWEL 福祉 V2 特別バージョン ランタイム版		380
帳票太郎 V1.8（ランタイム版）		380
IC21 基盤共通制御 V3.5 介護・後期高齢 政令市 A		1
IC21 基盤共通制御 V3.5 介護・後期高齢 AP 追加ライセンス		2
IC21 基盤共通制御 V3.5 介護・後期高齢 開発パック		1

セ その他ソフトウェア

表 16 その他ソフトウェア

諸元	数量
仮想 OS	
Microsoft Windows Server 2016 Std GOLP-HOLP 2 コア	272
Microsoft Windows Server 2016 Dvc CAL GOLP-HOLP	620
仮想環境管理ソフトウェア	
Microsoft Windows Virtual Desktop Access（VDA） per Device	44,640
データベース管理ソフトウェア	
Microsoft SQL Server Std（2 コア） L&SA GOLP-HOLP	2
Microsoft SQL Server Std（2 コア） SA GOLP-HOLP	4
デスクトップ仮想化ソフトウェア	
VMware vSphere 6 Standard, 1CPU 5 年間 24 時間サポート付	10
VMware vCenter Server 6 Standard 5 年間 24 時間サポート付	1
VMware Horizon 7 Advanced 100 Pack(CCU) 5 年間 24 時間サポート付	3
イメージバックアップソフトウェア	
Arcserve Backup r17.5 for Windows	1
Arcserve Backup r17.5 for Windows Tape Library Option	1
Arcserve Backup r17.5 for Windows NDMP NAS Option	2
Arcserve Backup r17.5 for Windows VM Agent per Host License	10
Arcserve Backup r17.5 for Windows Agent for Microsoft SQL	1
Arcserve Backup r17.5 for Windows Agent for Open Files	1

	Arcserve Backup r17.5 for Windows Disaster Recovery Option	1
	Arcserve Backup r17.5 for Windows Enterprise Module	1
監視エージェント		
	Systemwalker Centric Manager Std プロセッサライセンス (マネージャ用) (1年間 24 時間サポート付) V15	3
	Systemwalker Centric Manager Std プロセッサライセンス (エージェント用) (1 年間 24 時間サポート付) V15	35
帳票設計・生成ソフトウェア		
	Interstage List Creator Enterprise Edition プロセッサライセンス (1年間 24 時間サポート付) V10	9
ログ管理ソフトウェア		
	Kiwi Syslog Server ライセンス ; 1 年サポート付き、1 ライセンス	1
	Kiwi Syslog Server 延長サポート 1 年・1 ライセンス	4
ソフトウェア開発保守支援ツール		
	SIMPLIA TF=MDPORT Pro V80 ライセンス	2

ソ ソフトウェアメンテナンス&サポート

表 17 ソフトウェアメンテナンス&サポート

諸元	数量
ソフトウェアメンテナンス&サポート (庁内用)	
MCWEL 介護保険 V2 EP. サポートデスク	1
MCWEL 介護保険 V2 随時データ連携オプション プログラムサポート	1
MCWEL 介護保険 V2 電子審査会 NEXT C/S プログラムサポート	11
MCWEL 介護保険 V2 コンビニ収納オプション プログラムサポート (20 万人以上)	1
MCWEL 高齢者福祉 V2 サポートデスク (2016 版/政令市)	1
IC21 共通基盤 EUC 基盤 V3 PREMIUM 50 万人以上 サポートデスク	1
IC21 基盤 サポートサービス 共通制御 V3.5 障がい者 政令市 A	1
IC21 基盤 サポートサービス 制御 V3.4 共通クライアント 日本語拡張オプション/K	610
IC21 基盤共通制御 V3.4 共通クライアント プログラムサポート	610
ソフトウェアメンテナンス&サポート (事業者用)	
MCWEL 介護保険 V2 EP. サポートデスク	1

(4) 調達機器仕様の補足事項

- ア 本体, その他全ての付属品は, 新品・未使用であること。
- イ 本体, その他全ての付属品は, 本市が指定する場所に納入すること。
- ウ 機器等の保守を行うものが自ら一体的に保守が行えるように, 同一メーカー, 同一機種, 同一品質であるよう配慮すること。
- エ 本体, その他全ての付属品の設置に伴って必要となる物品 (接続部品等) につ

いては本仕様書の記載の有無に係らず、全て提供すること。

オ 導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。

カ 本調達機器等は、入札時点での最新ファームウェアがインストールされ、かつ、「表 15 業務パッケージソフトウェア」に記載する製品について、ハードウェアメーカーにより動作が保証されていること。

キ 「表 16 その他ソフトウェア」に記載するソフトウェアは、想定製品であり、想定製品以外のソフトウェアを納入する場合は、本市及びシステム構築業務受託者に提示の上、承認を得ること。

ケ ソフトウェアの種類ごとに、インストール媒体とマニュアルを1セット以上用意すること。なお、言語は日本語版を用意すること。

10 成果物等

(1) 成果物

受注者は、表 18 に記載する成果物について、Microsoft Office 製品または PDF 形式で作成の上、CD-R 等に格納したものと紙面に印刷したもの1部を1セット納入すること。

また、表 18 に記載する成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は、本市と受注者との協議し、予め成果物の名称及び内容、納入期日等を決定の上、作成すること。

表 18 成果物一覧

No.	名称	内容	納入期日
1	納入機器等一覧表	「9 調達機器等の仕様」に記載する納入予定機器の名称、型番、提供価格、保守費用及びリース料率を一覧表形式で記述した文書。	契約締結後 10 日以内
2	ラックマウント構成図	「9 調達機器等の仕様」に記載する本市に納入する機器を、本市が用意するシステムラックに搭載したときの構成、電源、消費電力重量等を示した図。	契約締結後 10 日以内
3	機器等納入証明書	「9 調達機器等の仕様」に記載する本市に納入する機器について、納入を証明する文書。	納入日より 10 日以内
4	動作確認証明書	「9 調達機器等の仕様」に記載する納入機器の構築作業について、実施した動作確認内容及び確認結果を記述した文書。	納入日より 10 日以内
5	保守作業計画書	「8 (1) ハードウェア保守」に記載する納入機器の保守作業について、予定される作業体制、作業スケジュール及び作業内容等を記述した文書。	作業実施 10 日前まで
6	保守作業報告書	「8 (1) ハードウェア保守」に記載する納入機器	作業実施後 10 日

		の保守作業について、実施した作業内容及び技術情報等を記述した文書。	以内
7	事故等報告書	「新潟市介護保険システム機器等賃貸借及び保守業務契約書契約条項（以下、「契約書」という。）」第15条に記載する本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故が発生した際の、詳細な報告及び事故後の方針案を記述した文書。	事故発生後3日以内
8	データ及び設定情報消去証明書	「7(7) 機器等の引き取り」に記載する本調達機器等のデータ及び設定情報を適切に消去したことを証明する文書。	機器等の引き取り完了後10日以内

(2) 著作権の取り扱い

契約書の記載による。

(3) 納入場所

本市が指定する場所に納入すること。

(4) 検査方法

契約書の記載による。

(5) 瑕疵担保責任

契約書の記載による。

1.1 機密保護

本契約内で得た情報に関しては、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開示してはならない。

1.2 その他特記事項

(1) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受託者の協議を行い、業務を実施すること。

(2) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了等、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は表19に記載の基準により評価を行い、記録の保存を行うものとする。なお、受託者は、評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

表19 業務評価基準

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質及び納入等で仕様を超える成果があった。

B	通常の指示により，仕様通りの成果を得た。
C	仕様書の他に口頭の指示等により，仕様通りの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導する等して，何とか仕様レベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

(3) 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては，関係法令及び本市の条例，規則及び要綱等を十分理解すること。なお，本市で定める文書規程等，本システムで関連する規程類は，本市のホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/>）の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

新潟市次期介護保険システム機器等 賃貸借及び保守業務契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社〇〇〇支店（以下「乙」という。）は、「新潟市次期介護保険システム機器等賃貸借及び保守業務」について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 機器等の名称及び数量
「新潟市次期介護保険システム機器等賃貸借及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、明細は、別表1「機器等の名称及び数量」のとおり。
2. 業務仕様
別紙仕様書のとおり。
3. 機器等の設置場所
甲の指定する場所
4. 履行期間
令和2年3月1日 から 令和7年2月28日 まで（60か月）
5. 契約金額
月額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。なお、各年度の支払いについては、別表2「賃借料及び保守料の内訳」のとおり。
6. 契約保証金
新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。
7. 契約条項
別紙「新潟市次期介護保険システム機器等賃貸借及び保守業務契約書 契約条項」のとおり。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月9日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新 潟 市
代表者 新潟市長 印

乙
印

別表 1 機器等の名称及び数量

(税抜)

品名	型番	数量	月額賃借料詳細	月額賃借料合計	月額保守料詳細	月額保守料合計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
合計				円		円

別表 2 賃借料及び保守料の内訳

(1) 月額

内容	月額
機器等賃借 (税抜)	円
機器等保守 (税抜)	円
消費税及び地方消費税の額	円
月額計	円

(2) 契約総額の内訳

対象期間	賃借料 年度額(税抜)	保守料 年度額(税抜)	消費税及び 地方消費税 年度額	年度額計
令和2年3月1日～令和2年3月31日	円	円	円	円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	円	円	円	円
令和3年4月1日～令和4年3月31日	円	円	円	円
令和4年4月1日～令和5年3月31日	円	円	円	円
令和5年4月1日～令和6年3月31日	円	円	円	円
令和6年4月1日～令和7年2月28日	円	円	円	円
契約総額	円	円	円	円

新潟市次期介護保険システム機器等 賃貸借及び保守業務契約書 契約条項

(目的)

第1条 甲は、新潟市次期介護保険システム機器等（以下「機器等」という。）を乙から賃借し、乙は、これを賃貸する。また、乙は、甲が乙から賃借した機器等が正常な機能を果たす状態を保つように機器等の設置、調整、修理又は部品の交換等所要の保守（以下「保守業務」という。）を請け負うものとする。

2 機器等賃貸借及び保守業務の実施に係る一切の事項は、本契約に定めるもののほか、仕様書及び甲乙協議の上で作成する機器等保守計画書等の関連資料（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。なお、本契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又は本契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書に定める事項が優先するものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、本契約の締結と同時に、甲に契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲は、乙から本契約の契約保証金の免除申請を受け、新潟市契約規則第34条に基づき、乙の契約保証金の免除を決定した場合は、乙の契約保証金の全部又は一部を免除する。

2 甲は、乙が契約保証金を納付したときは、乙に保管証書を交付しなければならない。

3 甲は、乙が契約保証金を納付し、かつ、本契約に定める義務を履行したときは、乙に契約保証金を還付しなければならない。なお、甲は、乙に還付する契約保証金に利息は付さない。

4 乙は、前項により甲から契約保証金の還付を受けたときは、甲に保管証書を返還しなければならない。

5 乙が契約保証金を納付し、かつ、本契約に定める義務を履行しない場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(機器等の譲渡又は転貸の禁止)

第4条 甲は、機器等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、保守業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書により甲に再委託の承諾を求める場合は、再委託先の名称、所在地、再委託の業務内容、再委託の理由、取り扱う情報、再委託先に対する管理方法等を記載し

た再委託申請書を甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先の保守業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負わなければならない。
- 4 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、本契約で定めた事項を遵守させなければならない。
- 5 乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

(所有機器の表示)

第6条 乙は、機器等に乙の所有に属する旨の表示をしなければならない。

(機器等の引渡し)

第7条 乙は、甲が指定する期日及び場所に機器等を設置し、甲が使用できる状態に調整したのち、甲の検査を受け、引き渡すものとする。

- 2 前項の検査の結果、甲が合格と認めないときは、乙は、甲の指定する期間内に機器等の取替え又は補修をしなければならない。
- 3 機器等の引き渡しは、第1項の甲の検査に合格したときをもって完了とする。

(動産総合保険)

第8条 乙は、機器等に対して乙の名義で乙を被保険者とする動産総合保険を付保するものとし、甲に保険の対象物件及び免責事項等の契約内容について通知しなければならない。

- 2 甲は、保険事故が発生したときは、直ちにその旨を乙に報告するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。
- 3 乙は、前項の保険金を次の各号に掲げる用途に使用するものとする。
 - (1) 機器等を完全な状態に復元又は修理すること。
 - (2) 機器等と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

(機器等の維持管理及び保守等)

第9条 乙は、仕様書に定める保守業務を定期又は随時に行なわなければならない。

- 2 保守業務に関する費用において、次の各号に掲げる費用については、甲の負担とする。
 - (1) 甲の申出により仕様書に定める保守業務の範囲を超えて行った保守の費用
 - (2) 甲の故意又は過失により生じた機器等の調整、修理又は部品の交換等に要した費用
 - (3) 塩害、ガス害、地震、その他天変地異又は異常電圧等の外部要因に起因する故障及び損傷等による修理又は部品の交換に要した費用
- 3 甲は、機器等の据付場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

(機器等の改造及び移設等)

第10条 甲は、機器等に他の機械器具を取付け、又は設置場所を変更するときは、あらか

じめ乙の承諾を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。

- 2 乙は、前項の他の機械器具の取り付けが、仕様書に定める保守業務の費用を増大させ保守業務ができないとき、又は機器等の機能及び正常円滑な操作に支障を与えるものと判断したときは、これを承認しないことができる。

(資料等の提供、管理及び返還)

第11条 乙は、甲が所有する本業務の実施に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

- 2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等は無償で貸与又は開示等を行う。
- 3 乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。
- 5 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。

(主任担当者の指定及び通知)

第12条 甲乙は、保守業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

(直接対話の原則禁止)

第13条 甲乙は、保守業務の実施に関し、相手方と対話する必要がある場合は、原則として、主任担当者を通じて行わなければならない。

(指揮命令)

- 第14条 乙は、保守業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。
- 2 乙の保守業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。

(事故等の報告)

第15条 乙は、本契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく詳細な報告及び今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

(作業状況の報告等)

第16条 乙は、甲から事前の指示があるときは、本業務の進捗及び課題等の作業状況につ

いて、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

(甲の検査監督権)

第17条 甲は、乙の本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の検査実施要求及び作業の実施に係る指示がある場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。なお、実地調査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議の上定める。

(成果物等の納入)

第18条 乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべき本契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第19条 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払わなくてはならない。

2 乙は、本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者から著作権又は工業所有権の侵害の申し立てが甲になされた場合、甲が次の各号の全ての対応をとることを条件として、甲に代わってこれを解決するものとし、解決に要した費用を負担する。

(1) 甲が申し立てを受けた日から14日以内に乙に事実及び内容を通知すること。

(2) 申し立てに関する調査、解決について乙に全面的に協力すること。

(3) 解決についての決定権限を乙に与えること。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第20条 乙は、保守業務の実施に関し、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、保守業務の実施に関し、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に定めるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

(秘密の保持)

第22条 甲乙は、本契約の履行上知り得た他の当事者の秘密情報（甲乙が相手方に開示する一切の情報であって、公に入手できない情報をいう。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本契約の終了後又は解除された後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。
- (4) 被開示者が、本契約の相手方又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したものの。
- (5) 被開示者が、開示を受けた情報によらずに独自に開発したものの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたものの。

2 乙は、本業務を実施する乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。

(情報の目的外使用の禁止)

第23条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、本契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしに本契約の目的外に使用してはならない。

(報告書の提出)

第24条 乙は、第9条第1項の保守業務を実施したときは、速やかに保守業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(履行届書の提出)

第25条 乙は、前月分の保守業務に関し、本契約の履行にかかる届書（以下「履行届書」という。）を毎月、甲に提出しなければならない。

(検査)

第26条 甲は、第24条の報告書及び前条の履行届書を受領したときは、その日から5日以内に保守業務の成果について検査を実施し、乙に検査結果を通知しなければならない。

2 乙は、保守業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正し、再度、甲の検査を受けなければならない。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む）の検査に要する費用は、甲の負担とし、前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(賃借料の請求及び支払い)

第27条 乙は、前条第1項の履行届書の受理に基づく本業務の成果について検査に合格したときは、前月分の賃借料（保守業務の委託料を含む）の支払請求書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に賃借料を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額が支払われなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

4 甲が乙に支払うべきその月分の賃借料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

(1) 第7条に規定する機器等の引渡し日を月の中途に定めたとき

(2) 本契約の全部又は一部を解除したとき

(3) 天災地変等の甲乙の責めに帰すことのできない事由により、甲が機器を使用できなかったとき

(機器の引取り等)

第28条 乙は、本契約の賃貸借期間が満了し、又は本契約が解除された場合は、機器等を速やかに引き取らなければならない。

2 甲は、前項の引き取りに際しては、機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等、機器等を原状に回復しなければならない。

(契約の変更)

第29条 甲は、仕様書等の要求事項を変更する必要があると認めたときは、遅滞なく乙に連絡し、甲乙協議の上で書面により要求事項を変更することができる。

2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第30条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

2 甲は、前項の場合は、本契約を変更又は解除しようとする2ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。

3 第1項の規定により本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上で決定する。

(履行期限の延長)

第31条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により甲の指定する期日までに、甲に対し第7条に規定する機器等の引渡しが出来ない場合は、速やかにその事由を明記した書面により、履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上で履行期限を延長することができる。

(履行遅延に関する違約金)

第32条 乙の責に帰すべき事由により、甲の指定する期日までに第7条に規定する機器等の引渡しが出来ない場合は、甲は、乙に対し履行遅延に関する違約金の支払いを請求することができる。

2 前項の違約金の額は、甲が指定する期日の翌日から機器等の引渡し完了する日までの間の日数(以下「遅延日数」という。)に依り、遅延日数1日につき契約総額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

3 第1項の違約金は、契約金額の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。

(瑕疵担保責任)

第33条 甲は、乙が納入した成果物に乙の責に帰すべき事由による瑕疵を発見したときは、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求することができる。また、乙が瑕疵の補正を合理的な範囲で繰り返したにもかかわらず、瑕疵が補正されない場合は、甲は、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

3 第1項の規定は、甲が提供した資料又は指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったとき、若しくは乙が甲に提供した資料又は説明に起因するときはこの限りでない。

(損害賠償)

第34条 甲は、乙の本契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により損害(前条第1項に規定する瑕疵に対する補正をしないことによる損害を含む)を被った場合、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。ただし、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる成果物の検査合格の日から5年以内に、又は検査に合格していない場合は本契約を締結

した日から5年以内に行わなければ、甲は請求権を行使することができない。

- 2 前項の損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利益、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の契約総額を限度とする。また、逸失利益、特別損害については、損害賠償責任を負わないものとする。
- 3 前項は、乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、これを適用しない。

(甲の解除権)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 履行期限までに本契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な事由なく定められた期日までに本契約の履行に着手しない場合
- (4) 本契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
- (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (11) 乙が本契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (12) 乙が本契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達する

ことができないと認められる場合

- 2 甲は、前項の規定によるほか、乙の債務不履行が催告後 1 か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙は、前 2 項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為に関する甲の解除権)

第 3 6 条 甲は、乙が本契約に関し、談合その他不正行為に関する次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 4 9 条に規定する排除措置命令、独占禁止法第 6 2 条第 1 項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第 7 7 条の規定により当該処分を取り消しの訴えが提起された場合を除く。）
- (2) 乙が独占禁止法第 7 7 条の規定により前号の処分を取り消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 又は同法第 1 9 8 条の規定による刑が確定した場合

- 2 乙は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(契約解除に関する違約金)

第 3 7 条 乙は、第 3 5 条第 1 項又は第 2 項、若しくは前条第 1 項の規定により甲が本契約を解除した場合、違約金として契約総額の 1 0 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、既に業務の一部を履行しているときは、その部分については違約金の対象としない。

- 2 前項の場合において、本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

(談合その他不正行為に関する賠償)

第 3 8 条 乙は、本契約に関し、第 3 6 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、本契約の履行の前後及び甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約総額の 1 0 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、本契約が完了した後も

同様とする。

(1) 第36条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第36条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第39条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により本契約の履行をすることができなくなったときは、甲に本契約の変更若しくは解除又は本契約の履行の中止を書面により申出することができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、甲乙協議の上で契約を変更し、若しくは解除し、又は本契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による本契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(天災等による履行不能)

第40条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲は、その損害の全部又は一部を負担する。その負担額は、甲乙協議の上で定める。

(危険負担)

第41条 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡す前に機器等に滅失毀損が生じた場合は、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡し完了後に機器等に滅失毀損が生じた場合は、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(運搬責任)

第42条 本契約の履行に関し、原始資料等、機器等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

(費用負担)

第43条 本契約の締結に要する費用並びに本契約に基づく機器等の搬入、設置及びその他本契約を履行するために要する全ての費用は、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

(法令の遵守)

第44条 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、日本国の法令及び甲の条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

2 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成27年新潟市条例第49号)その他関係法令を遵守しなければならない。

3 乙は、前2項について、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第45条 乙は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに書面により甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上で履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(存続条項)

第46条 第21条(個人情報保護)、第22条(秘密の保持)、第23条(情報の目的外使用の禁止)、第34条(損害賠償)、第38条(談合その他不正行為に関する賠償)、第47条(合意管轄裁判所)及び本条(存続条項)の規定は、本契約の終了後又は解除された後も存続するものとする。

(合意管轄裁判所)

第47条 本契約に関する訴訟については、甲の本庁所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第48条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(特記事項)

第49条 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

2 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を

除き、計量法（平成4年法律第51号）の規定による。

- 3 本契約及び仕様書等における期間の定めについては、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定による。
- 4 本契約に規定する金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破碎、裁断、溶解等によって、情報を復元できないように措置を講じなければならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った乙の作業従事者を明確にしなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となつてはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発

生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用して本契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損

害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還又は引渡し)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従わなければならない。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知

しなければならない。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第12条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

